

**青雲丸事案に関する第三者委員会からの
提言に対するフォローアップ委員会
報告書**

2019 年 4 月 17 日

目次

1. はじめに	1
2. 本委員会の設置・開催	2
2.1 本委員会開催の目的	2
2.2 フォローアップ委員会体制	2
2.3 フォローアップ委員会開催概要	3
2.4 フォローアップ委員会による検証の全体像	4
3. 「実施事項」の検証	5
3.1 検証方法	5
3.1.1 検証の対象	5
3.1.2 検証の観点	5
3.2 検証結果	6
3.2.1 対応策の相当性の検証	6
3.2.2 対応策の進捗の検証	11
3.2.3 対応策の有効性の検証	11
4. 継続検討事項	12
5. 今後の対応	12
別紙 1 「青雲丸」事案に関する第三者委員会報告書（2018 年 3 月 14 日）抜粋	13
別紙 2 青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応策一覧	21
別紙 3 青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応 チェックシート	22
別紙 4 第 3 回委員会および第 4 回委員会提出資料（抜粋）	26
別紙 5 悩みを持つ実習生へのケアについて	27

1. はじめに

2017 年 7 月、独立行政法人海技教育機構（以下、「機構」という。）の練習船「青雲丸」において、実習生の自死未遂、自死、失踪事案が短期間に集中して発生した。これについて、機構は極めて重要な問題であると受け止め、公正・公平な立場からの検証を行い、再発防止策を講じる必要があると判断し、「青雲丸事案に関する第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を組織した。第三者委員会は練習船における実習環境の改善の他、同様な重大事案の再発防止のための提言を取りまとめた。

これを受け、機構は第三者委員会からの提言に対する具体的な対応策について立案し、第三者委員会に報告したうえで実施可能な対応策から実施することとした。また、機構は、第三者委員会からの提言への対応や練習船での実習環境改善が確実に実施されるか外部からの視点で確認・検証するために「青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対するフォローアップ委員会」（以下「フォローアップ委員会」という。）を設置し、2018 年 7 月から 2019 年 3 月までの間の議論を通じ、機構が実施する対応策の相当性や有効性について検証し、改善が図られているか確認を行った。

機構はフォローアップ委員会が指摘する事項を踏まえ、対応策を着実に実行するとともに、対応策が効果を発揮しているかどうか、その真の有効性を見極めつつ必要な改善を図り、もって、練習船の安心・安全な実習訓練環境が維持され、ひいては、実習生の権利保障に資することを切に願うものである。

青雲丸事案に関する第三者委員会からの

提言に対するフォローアップ委員会委員長

栗山 博史

2. 本委員会の設置・開催

2.1 本委員会開催の目的

機構の所属練習船「青雲丸」において、2017年7月から連続的に発生した実習生の三事案について、機構は第三者委員会から調査報告書（2018年3月14日付）で示された提言を重く受けとめ、安全・安心な実習訓練の実現のため再発防止策を講じることとし、2018年4月より実施可能な対応策から運用を開始した。

本フォローアップ委員会は、第三者委員会が提言として取りまとめた再発防止策が練習船を含む機構全体で着実に実行されるよう外部の視点で確認・検証することを目的に、次節2.2に示すと通りの有識者および機構の役職員をメンバーに発足した。

2.2 フォローアップ委員会体制

フォローアップ委員会は、以下の体制で実施した。

表1 フォローアップ委員会 体制

【委員】

氏 名 (○：委員長)	所 属
○ 栗山 博史	大さん橋通り法律事務所 弁護士
庄司 るり	東京海洋大学 教授
見上 博	日本内航海運組合総連合会 審議役

【事務局】

氏 名	所 属
野崎 哲一	独立行政法人海技教育機構 理事長
久門 明人	独立行政法人海技教育機構 総務理事
多門 勝良	独立行政法人海技教育機構 企画理事
大藤 高広	独立行政法人海技教育機構 航海訓練理事
村松 智司	独立行政法人海技教育機構 教育・研究国際理事
船津 利孝	独立行政法人海技教育機構 審議役兼学校教育部長

星野 哲昭	独立行政法人海技教育機構 総務部長
乾 真	独立行政法人海技教育機構 企画調整部長
飯島 伸雄	独立行政法人海技教育機構 航海訓練部長
前田 潔	独立行政法人海技教育機構 上級教育・研究国際部長

2.3 フォローアップ委員会開催概要

フォローアップ委員会は、2018年9月から2019年3月までの間に計4回開催した。各回における主な審議事項は以下のとおりである。

表2 フォローアップ委員会での主な審議事項

回示	開催日	主な審議事項
第1回	2018年9月10日	・ 本委員会設置の目的の説明 ・ 対象事案（青雲丸事案）の概要説明 ・ 第三者委員会の提言内容の確認
第2回	2018年10月17日	・ 第三者委員会における提言の下記項目について、対応状況の検証 ▽実習環境・実習内容 ▽実習生のケア ▽教官 ▽海技教育機構本部 ▽海技大学校等
第3回	2019年1月29日	・ 第三者委員会からの提言に関する下記事項について検討 ▽3/四期の具体的対応状況 ▽関係機関との検討状況 ・ 報告書の構成案について
第4回	2019年3月18日	・ 下記事項についての検討 ▽第三者委員会からの提言への具体的対応状況 ▽報告書案

2.4 フォローアップ委員会による検証の全体像

フォローアップ委員会による検証は以下の手順で実施した。

機構が策定した 31 件に及ぶ対応策について、図 1 に示すとおり、第三者委員会の提言の実現に向けた対応策の相当性を検証（図中の①）、進捗状況を検証（図中の②）、有効性を検証（図中の③）することとし、各段階で改善が必要と思われる対応策については課題を明確化し、改善の方向性を示した。

なお、図中右側には、各委員会での進行を示した。

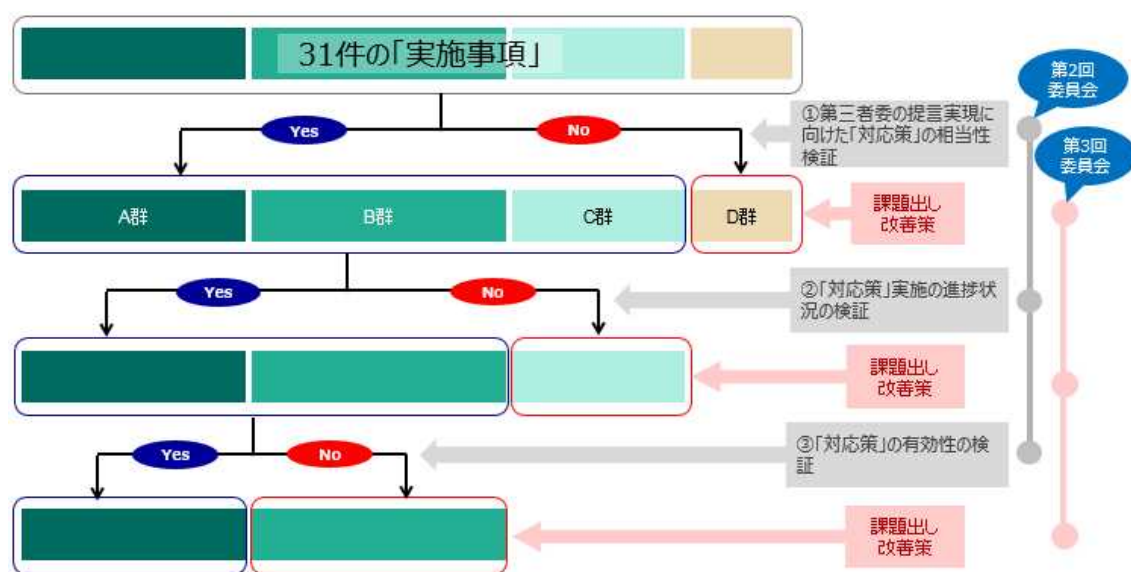


図 1 フォローアップ委員会による検証の全体像

3. 「実施事項」の検証

3.1 検証方法

3.1.1 検証の対象

機構は、第三者委員会の提言【別紙1】に基づき、具体的な実施事項を「青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応策一覧」【別紙2】のとおり整理し、実施可能な対応策から実施した。

【別紙2】に示すように、提言に対して31件の具体的な対応策を定め、さらにその実施時期について、

- ① 2018年4月から運用を開始する事項
- ② 2018年9月までに実施内容を整備し、10月から運用を開始する事項
- ③ 2019年3月末までに実施内容を整備し、4月から運用を開始する事項
- ④ 外部の専門的な委員会等での議論を受けて決定されるべき事項

に分類し、実施可能な事項から優先的に運用を開始した。

フォローアップ委員会は、機構が第三者委員会からの提言を実現するために整理した具体的な実施事項について、その相当性および有効性について検証した。検証にあたっては、提言の指摘事項、機構が実施する対応策の概要、具体的実施内容等をまとめたチェックシート【別紙3】を作成し、これを基礎資料とした。

3.1.2 検証の観点

フォローアップ委員会における個々の対応策についての検討手順は、2.4「検討の全体像」に示したとおりで、「相当性」、「進捗状況」及び「有効性」の三つの観点に立って評価、検証を行った。それぞれの観pointsの趣旨は下表のとおりとした。

表3 検証の観点と趣旨

観点	趣旨
対応策の相当性	第三者委員会提言の趣旨に適った内容か。
対応策の進捗状況	当初計画に沿って実施されているか。
対応策の有効性	実施により有効性が期待できるか。

3.2 検証結果

フォローアップ委員会による対応策の各観点に基づく検証結果は、以下のとおりである。

3.2.1 対応策の相当性の検証

フォローアップ委員会において、機構が策定した第三者委員会からの提言に対する対応策の相当性を検証した結果は、【別紙 3】の該当欄に示すとおりである。機構が策定した対応策が第三者委員会の提言の趣旨に適った内容であると認められた項目は、当該欄に「相当性あり」と示した。一方で、当該欄に「相当性あり」の記載が無く網掛け（淡橙色）して示した次の 3 項目 4 件については、フォローアップ委員会が課題や改善の方向性を指摘した事項である。

- (1) 相談窓口の周知
 - 実習生のケア(1)……………別紙 3 における番号(6)
- (2) 相談しやすい配慮
 - 実習生のケア(5)……………別紙 3 における番号(11)
 - 問題発生時の対応ルール(2)……………別紙 3 における番号(25)(26)
- (3) 問題発生時の対応
 - 問題発生時の対応ルール(4)……………別紙 3 における番号(28)

これを受け、機構は検討の結果、指摘のあった 3 項目 4 件について、追加の改善を図ることとした。各項目についての詳細を以下に示す。

(1) 相談窓口の周知

● 実習生のケア(1)

第三者委員会提言の指摘事項	具体的実施内容の機構案 (該当部分の抜粋)
相談窓口の存在を実習生に周知すること。	練習船： 機構内窓口の他、所属学校（担任教員等）にも相談できる旨を繰り返し説明する。 本部： 教官にメンタルヘルスに関する専門家養成講座を受講させ、その知見を活用した内部講習等により相談担当者等のスキルの向上を図る。 ・ 産業カウンセラー養成講座 ・ エキスパートメンタルヘルス講師養成講習

<指摘事項>

相談の窓口や仕組みについて、機構内の学校では、機構案通りに実施されている。一方、機構以外（学生の所属組織）の学校については、十分協議の上、情報交換・共有することを明記するのが望ましい。ただし、機構内の学校と完全に同じ対応である必要はない。

<追加改善>

大学・高専との連絡会議の場などを通じて調整し、周知を図る。

<追加改善の具体的実施内容>

大学との三者協議会、高専との連絡会議の機会において、乗船実習中の実習生が悩みなどを相談したい場合に利用可能な窓口の有無について情報の共有を図り、大学・高専とその利用について調整する。

(2) 相談しやすい配慮

● 実習生のケア(5)

第三者委員会提言の指摘事項	具体的実施内容の機構案 (該当部分の抜粋)
相談窓口等で対応できる場合もあると考えられるが、すぐにでもどこかに逃げ込みたい場合には、例えば「保健室」のような逃げ込める場を設けること。ここでケアを行った場合には、その実施日、対象者、対応内容、その他の対応の要否などを記録として作成すること。	本部： 「診察室」を実習生の緊急避難的な場所とし、看護長がその対応に当たる。看護長に研修を受講させる。

<指摘事項>

「相談窓口の設定」で、窓口に応じて対応する内容が設定されている。しかし、説明の仕方によっては、窓口ごとに受付内容が限定されるように誤解し、相談を躊躇するおそれもある。例えば、診察室を「緊急避難的な場所」と周知すると、緊急以外では相談していけないと捉えるなど。相談をより広く受け入れる体制づくりの観点からは、基本的な区分設定はありつつも、どんな相談も受け付ける運用が望ましい。

<追加改善>

診察室が緊急性のある場合等特定の状況でのみ利用可能であると誤解されないための周知の実施。

<追加改善の具体的実施内容>

第3回委員会資料3「実習生の相談窓口及び機能性の確認」の対応内容「診察室（看護長）への相談」（【別紙4】参照）についての「緊急避難的な場所としての周知」の文言を「いずれの窓口を利用しても良い旨を周知」に差し替える。

● 問題発生時の対応ルール(2)

第三者委員会提言の指摘事項	具体的実施内容の機構案 (該当部分の抜粋)
状況によっては実習生が望まなくとも上陸させる必要がある場合も考えられるため、事故上陸の条件等について再検討し、より詳細なルールを規定すること。	本部： 「悩みを持つ実習生へのケアについて」（H29年10月10日付け機構内周知）を見直し、必要な改善を図る。

<指摘事項>

生徒が悩みを打ち明けやすくするため、話した内容が組織内で当然に共有されるのが前提というような誤解を与えない工夫を願いたい。

<追加改善>

相談を受けた場合の対応手順を、指摘事項の趣旨を反映して変更する。

<追加改善の具体的実施内容>

第2回委員会資料5《5-3》「悩みを持つ実習生へのケアについて（2）悩みを打ち明けられたときの対応」の「①教官間で情報を共有する。ただし、・・・限定する」（【別紙5】参照）の文言を下記に差し替える。

「①問題解決に必要な場合は、教官間で相談内容などの情報を共有する。ただし、実習生のプライバシー保護のため、共有範囲は必要最小限に留める。特に、悩みの原因が教官に関する場合である等、教官間での情報共有を慎重に考えるべき場合には、当該実習生本人の同意の下、情報を共有する教官を限定する。」

(3) 問題発生時の対応

● 問題発生時の対応ルール(4)

第三者委員会提言の指摘事項	具体的実施内容の機構案 (該当部分の抜粋)
個別の担当者が自身のその場の考えで発言するのではなく、組織として情報の内容に応じた管理を行い、公表等の対応を行うこと。 ある情報の公開の可否を検討した場合に、判断の経緯と結果、また公開する場合の内容、時期、誰が、どのようにといった事項を記録し、機構が発信する情報がその発信者、受領者によって異なることのないよう配慮すること。	本部における緊急対策本部： 対応する事案の都度、情報の管理を徹底し、かつその記録を残す。 情報管理のルールを策定し、記録のフォーマットを定める

<指摘事項>

問題が発生した際の、情報共有や対応方針の検討などを含めた対応の手順について、問題のケースと重要度のレベルに応じた対応のオプションなどを含めて、明確に用意しておくことが必要。

<追加改善>

問題の認知（相談受付）から終息までの対応の標準プロセスを設定・共有する。

<追加改善の具体的実施内容>

実習訓練中の問題発生時における情報管理のルール化、および記録のフォーマット化について外部専門家の意見等を参考に継続検討する。問題発生後の練習船および本部の対応について、認識の端緒（実習生からの相談受付／教官による疑いの発見、等）から下記のプロセスについて、担当部署や判断基準、記録方法、対応の留意事項などについてマニュアル形式で設定する。

- ・ 本部・学校・練習船での情報共有範囲
- ・ 事案の調査
- ・ 調査結果に基づく判断
- ・ 対応方針決定
- ・ 当事者・関係者への開示（社外広報含む）
- ・ 案件の終了判断

上記の策定に当たっては、学生のプライバシーや教官の負担軽減に配慮した方法を採用する。

3.2.2 対応策の進捗の検証

機構が実施する対応策の実施時期は「3.1.1 検証の対象」で述べたとおり【別紙2】に示されている。フォローアップ委員会では機構が設定した実施時期に対して計画どおり実施されているか、進捗状況を検証した。結果は、次年度以降も継続検討となる以下の3項目を除くすべての項目において、当初の計画に沿った進捗が認められた。なお、継続検討となる以下の3項目については【別紙3】において網掛け（淡青色）で示している。

(1) 多様な実習生の混乗……別紙3における番号(2)

多様な実習生が混乗している現状を改め、できるだけ同じ属性・経歴の実習生が乗船し、同じ知識レベルの学生が、安心して十分な指導を受けられる環境で実習に取り組めるようにすることが一案である。

(2) 教官の勤務環境……別紙3における番号(22)

教官の勤務環境を改善するため、以下の対応について検討を行うこと。

- ・教官・乗組員の不足の解消
- ・実習生の混乗の見直し
- ・乗船実習を希望しない学生の乗船取りやめ

(3) 学生の卒業要件……別紙3における番号(31)

海大の卒業要件に乗船実習を入れるべきか否かの検討を行うこと

3.2.3 対応策の有効性の検証

機構が策定した対応策は、「3.2.2 対応策の進捗の検証」で継続検討とした3件を除き、着実に実施されれば効果が期待される。しかしながら、それは、現時点ではあくまでも期待にすぎず、対応策が真に有効といえるかどうかは、今後、定着度を確認するとともに、対応策の効果が発揮されているかどうかを不断に検証する必要がある。

よって、機構は次年度において、策定した対応策について着実に実施しその定着を図るとともに、有効性の検証を行い対応策の追加・改善を継続的に図る必要がある。

4. 継続検討事項

機構は、次年度以降「3.2.2 対応策の進捗の検証」で継続検討とした以下の3件について、対応策の検討を継続することになる。

これらの項目は、我が国の船員養成に係る制度に密接に関係するため、現在においても協議が継続中の、国が設置する「船員養成の改革に関する検討会」での検討結果を踏まえ、機構としての対応策を策定する必要がある。

- (1) 多様な実習生の混乗
- (2) 教官の勤務環境
- (3) 学生の卒業要件

5. 今後の対応

機構は今後、策定した対応策について着実に実施しその定着を図るとともに、実績の確認や有効性の検証、およびそれらを踏まえた必要な変更・修正などを不断に行っていくべきである。

同時に、「3.2.1 対応策の相当性」にて指摘した3項目4件、および「4. 継続検討事項」の3件についても、有効性の検証および改善に取り組んで行かなければならない。

その上で、取り組みの結果については機構理事会に報告すべきである。

7 第三者委員会からの提言

前章まで（特に 6 章）に記載した実態・問題点をもとに、本委員会では、主に以下の 5 つの項目について、今後の実習環境等の改善に関する提言を行うこととした。

- 乗船実習の仕組みに関する事項（実習内容、実習生のケア、教官の 3 つの観点）
（6.1～6.3 参照）について
 - 1 乗船実習の環境・内容については、組織的な設計が必要であること（7.1）
 - 2 助けを必要とする実習生を孤立させない仕組みを構築・機能させること（7.2）
 - 3 船員教育実務者による適切な教務遂行を促進させること（7.3）
- 海技教育機構本部の問題発生時の対応に関する事項（6.4 参照）について
 - 4 問題発生時の対応ルールを構築し実効化させること（7.4）
- 海技大学校等との連携に関する事項（6.5 参照）について
 - 5 乗船実習に際し、機構・練習船・海技大学校等の間で連携を強化させること（0）

以上の点について、以下に詳述する。

7.1 実習環境・実習内容

7.1.1 実習内容の策定

実習の計画等を組織として行っておらず、教官個人の力量に頼っていると思われる。担当する教官に十分な知識・能力がない場合や、実習生の実情を把握していないなどの場合には、実習生に合った適切な実習計画が立案できず、実習生が必要な指導を受けられなかったり、必要な知識・技能を習得できないおそれがある。

実習内容の策定が、教官個人の能力に依存せず、常に適切なものとなるよう、組織として検討、策定する仕組みを設けることが望まれる。

7.1.2 多様な実習生の混乗

教官が実習生に指導する際、多様な実習生が混乗しており、実習生の予備知識や理解度が大きく異なることで、1 回の講習、実習で実習生全員の十分な理解が得られないために、理

解度に応じた個別の対応を行う必要があり、教官が多忙になる一因となっているおそれがある。

多様な実習生が混乗している現状を改め、できるだけ同じ属性・経歴の実習生が乗船し、同じ知識レベルの学生が、安心して十分な指導を受けられる環境で実習に取り組めるようにすることが一案である。

7.1.3 課題の量・難易度

課題の量・難易度について、実習生の学力等に基づく個人の感覚にもよるところではあるが、機関科は課題の量が多く、実習生の負担になっているおそれがある。

また、課題の回答を貼り出すなどしていた点については、課題が意味をなしていないおそれがある（進捗が思わしくなければ、教官が配慮して答えを教えるという環境では、自ら積極的に学習するという意欲が湧かず、学習する習慣が身に付かなかつたり、また回答だけ貼り出されても、本質的な理解を得られないおそれがある）。

機関科における課題の量が過大になっている可能性を考慮し、実習生に課す課題について、その内容、難易度、実施・提出期限のタイミングなどとともに、本当にその課題が必要であるのかなどといった、課題の在り方全般に関し、組織的に再検討することが望まれる。

7.1.4 船の環境

船は閉鎖的であり、一人になれる場所がないと共に、外航（海外への航海）においては外部とのコミュニケーションが閉ざされてしまう環境（インターネットができない、ネットゲームができない 等）によりストレスを感じる学生が少なくないと考えられる。

海上技術学校や海上技術短期大学校、海大への入学時および乗船実習前には、船が閉鎖的な場所であること、集団生活であること、外海では外部とのコミュニケーションが困難であり、インターネット等が使用できない環境であることについて十分に説明を行い、理解を得ておくことが望まれる。また、実習生同士及び実習生－教官間の信頼関係を深めるための取り組みなどの実施も望まれる。また、ストレスを感じる実習生のメンタル面の健康を確保するため、7.2 に記載する対応を行うことが望まれる。

7.2 実習生のケア

6.1.2、6.2 で挙げた問題点への対応としては、まず、実習生はどのような相談窓口等があるかを知らない者が多いため、相談窓口等の存在を実習生に周知する必要がある。また、現状で設けられている相談窓口等は、船または機構内部に限られており、船または機構に対する苦情や悩みなどを相談しにくい場面が想定される。実習生の相談窓口等は外部の第三者（例えば弁護士やカウンセラーなど）につながるものを確保することが望まれる。

なお、相談窓口等を設けても、相談がなく、適切に機能しなければ意味を成さない。相談窓口等への相談件数が何件あるかを定期的に確認し、相談件数がない、または著しく少ない場合には、相談窓口等が機能していないおそれがあるため、相談窓口等のあり方や、実習生への周知方法・頻度について見直すことが望まれる。

加えて、アンケート調査から、現状で実習生が真っ先に相談する相手は教官であると考えられる。しかし、現在の船においては、相談を受けた教官が、その内容を他の教官と共有するための仕組みがない（6.3.3 に記載のとおり、本来的には毎日のミーティングがあるが、適切に運用されていないと考えられる）。特別にケアが必要な実習生がいれば、その情報を教官同士で共有し、適宜ケア・サポートを行える体制を構築することが必要である。

また、心のケアに必要な実習生には、何らかの「逃げ場」が必要である場合があると考えられる。上記の相談窓口等で対応できる場合もあると考えられるが、すぐにでもどこかに逃げ込みたい場合には、例えば「保健室」のような逃げ込める場を設けることが考えられる。

ここで、実習生のケアを行った場合には、その実施日、対象者、対応内容、その後の対応の可否などを記録として作成することが望まれる。

さらに、6.2 に記載のとおり、乗船実習の前後で実習生に対して実習の満足度等に関するアンケート調査を行っているとのことだったが、率直な回答が得られなかったり、得られた回答も有効に活用されていないと思われる点が確認された。このアンケート調査の目的を再確認し、アンケート調査の実施方法、回答の活用方法について再検討することが望まれる。

乗船実習は、慣れない船という環境、初めて接する教官など、実習生にとって心身ともにストレスがかかり不安定になる環境であると考えられる。そのため、海大等と練習船、機構本部が連携し、普段から接している学校の教員（担任等）が練習船を訪問したり、TV 電話を用いるなどして実習生と対話し、普段と変わったことはないか、気になる点はないかなどを確認し、学校側による実習生のケアを行うことや、メール、電話等で随時相談を受けている旨を実習生に通知することなどが望まれる。

最後に、実習生のケアに関しては、「助けの必要な人を孤立させないこと」である。実習生のケアに関しては、このキーワードを全うするための対応を行う必要がある。

7.3 教官

7.3.1 教官の資質および教育・研修

教官採用の際の基準が「三級海技士の資格を取得していること」のみであると、教官にふさわしい者であるかを判断する術がない。

教官採用の基準として、その人物や経験に関する項目を設け、教官にふさわしい者かどうかを確認することが望まれる。

また、乗船実習は実技を学ぶ場であるものの、教官が実習内容（船員としての実務）に関する知識だけではなく、教官としての心構えや学生への接し方など、教官が身に付けておくべき知識・能力がなければ、適切な指導が行えないおそれがある。そのため、採用した教官に対しては、乗船実習の目標に照らし、ハラスメント研修以外にも、例えば以下のような¹教官として身に付けておくべき心構えや、知識・能力を身に付けるための教育の場を確保するとともに、これらの教育を繰り返し実施することが望ましい。なお、勤務の初期は、上司が常時行動をともし、指導を行うことが望まれる。

教職に対する使命感、責任感

実習生に対する教育的愛情

新たな学びを展開できる実践的指導力

豊かな人間性、常識と教養を持つことをはじめとした総合的人間力

同僚とチームで対応する力やコミュニケーション能力 等

教官に対しては、定期的にハラスメント研修を実施しているが、実習生への不適切な指導が行われている点については、ハラスメント研修の実効性を向上させるための仕組み（教官同士による相互チェック、実効性のあるアンケート調査、そもそもの研修のあり方、内容、頻度、講師 など）を再考することが望まれる。

加えて、教官の実習生に対する指導や勤務態度を評価する仕組みと、その評価をもとに教官を指導する体制を構築することが望ましい。現状では、各教官の指導現場、勤務態度を、その上司が直接確認、評価できる機会が乏しいと思われる。適宜または定期的に上司が指導現場を確認したり、実習生の本音を収集できるアンケートを行い、不適切な指導の有無等を教官の業績評価に反映するとよい。また、教官に不適切な指導や問題のある勤務態度等が確

¹ 中央教育審議会答申「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」（平成 24 年 8 月 28 日）（抄）、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月 21 日）（抄）を参考に要約。

認された場合には、本人の指導を行う機会を設けることが必要である。

7.3.2 教官同士の情報共有

機構が認識している、毎日または定期的なミーティングが有効・適切に実施されていないおそれがある。その結果、実習生の様子がおかしい場合や気に掛けるべき事項等があっても、その情報を共有する場がなく、教官・乗組員全体でその情報を共有できずに、十分な対応がなされないおそれがある。

教官同士が情報共有するため、定例の会議等を確実に実施することが望まれる。例えば、週に1回、同じ科のすべての教官が集まって会議を開催し、ここでは、今後1週間の講習・実習内容を確認すると共に、この1週間の出来事を振り返って、講習・実習における問題点や特に気にかけべき実習生に関する情報を共有し、対応を検討することなどが考えられる。

また、教官による不適切な指導・行動があった場合の有効な報告・通報制度がない点については、その報告の方法、内容等を定め、ルールを確立すると共に、報告先として、外部の第三者を含む複数の窓口を設けること、窓口には秘密保持義務を課すこと、報告者が不利益を被ることがないことを約束すること、匿名での報告を可能とすることなどを規定することが望まれる。

7.3.3 教官の勤務環境

乗船実習では、様々な学校に所属する実習生が多数乗船し、それを指導する教官が十分に確保できていないおそれがあるなどの理由により、教官が多忙であり、教官が実習生に対する指導やケアを十分にできないおそれがある。また、7.3.1に記載した教官への研修や教育等も十分に実施できないおそれもある。

これらの結果、教官の離職や教官の不足による勤務環境のさらなる悪化、勤務環境が悪いことにより人材確保が困難になるといった悪循環に陥るおそれもある。

勤務環境を改善するため、以下の対応について、検討を行うことが望まれる。

教官・乗組員の不足の解消

実習生の混乗の見直し

乗船実習を希望しない学生の乗船取りやめ

7.4 海技教育機構本部

7.4.1 実習への関与

教官への指導、実習内容の策定など、主に練習船において実施されている事項について、機構本部の関与がほとんどないと考えられる。

特に実習内容については、7.1.1 に記載したように、機構本部で確認する時間を確保できない場合がある。

機構本部が、教育機関の本部であるという認識を持ち、必要な事項をチェックし、必要に応じて、練習船側で修正・改善させるといった機能を確保することが必要である。

7.4.2 問題発生時の対応ルール

今回のような事案が発生した場合、当事者および他の実習生の動揺を抑制し、連鎖的な事件・事故の発生を防止するため、いつ、誰が、どのように、どのような内容を実習生に対して通知するか、実習生の心の状態を確認し、不安定な実習生がいればどのような措置を講じるかなどといった点について、専門家を交えて検討し、実施することが必要である。

事故上陸は本人の願い出により許可される上陸とされているが、今回発生した事案においては、教官から実習生に事故上陸の制度を説明し、許可されたものであり、どのような場合に事故上陸を行うか、教官が実習生にこうした対応を行うかが明確になっていない。状況によっては、本人が望まなくとも上陸させる必要がある場合も考えられるため、事故上陸の条件等について再検討し、より詳細なルールを規定することが望まれる。

また、実習生が「逃げ道がない」と考えて、重大な事案に至ることを避けるためにも、事故上陸の制度があること、それがどのような制度であるかを実習生および保護者に対して通知することが望ましいと考えられる。

加えて、事故上陸等の際に実習生のケアを適切に行い、重大な事案発生を回避するため、事故上陸に関連した情報の記録、保護者、学校との情報共有の仕組みを再考し、例えば事故上陸する際の以下のような事項について、迅速かつ確実に記録し、情報共有するための手順、ルールを策定することが望まれる。

実習生に発生した事象の内容

実習生の発言・行動内容

機構の対応内容 など

上記手順・ルールには、共有した情報、実施した内容等を文書として保存する旨の規定を盛り込み、その経緯を記録しておくことが望ましい。

さらに、事故上陸後の指導や事故上陸の解除（再乗船）の条件等も併せて明確にし、その経過、判断した事由を記録することも必要と考えられる。

事案発生後の対応が不適切であった点については、機構本部において、どのような情報を外部に提供するのか、外部に提供する情報をどのように公表するか、誰が対応するかなどといった事項に関する規定がなく、ルールが明確になっていないために発生した可能性がある。個別の担当者が自身のその場の考えで発言するのではなく、組織として情報の内容に応じた管理を行い、公表等の対応を行うことが必要である。

また、ある情報の公開の可否を検討した場合に、公開するかどうかを判断した経緯とその結果、公開する場合にはどのような内容を、いつ、誰が、どのように公開したかなどといった事項を記録し、機構が発信する情報がその発信者、受領者によって異なることのないよう配慮することが望まれる。

7.5 海技大学校等

7.5.1 実習内容に関する要望・協議

実習内容は練習船にて決定されており、海大等が要望を出したり、機構本部や練習船と海大等が協議する場がないため、どのような講義、実習を行うことが適切であるかについて、学生の現状を最もよく把握している海大等が機構本部、練習船に要望を出したり、協議する場を設けるなどすることが望ましいと考える。

7.5.2 乗船実習への参加可否の判断

乗船実習に参加する学生は、必要な知識を習得していることが前提であるが、実際には、6.1.3のように、実習生によって知識の差が小さくない。また、船関連の進路に進むことを希望しない学生もいるものと考えられる。実習は危険を伴うものもあるため、必要な知識を十分に身に付けていなかったり、意欲のない学生は、重大な事故に至る可能性がある。また、知識や意欲が不十分な学生に対しては、個別に指導する必要性が出るなどして、教官の多忙につながるおそれもある。

そのため、各学校において、乗船実習の実施前に試験・面談等を行い、必要な知識を習得しているか、乗船実習に参加する意欲があるか等を確認し、実習への参加可否を確認、判断する機会を設けることが望まれる。

7.5.3 学生の卒業要件

海大生は乗船実習の実施が卒業要件になっていることは、海大の目的から考えれば妥当であるとも考えられる一方、船関連以外の進路に進むことを希望する学生にとっては不要・不本意な実習になるおそれがある。

6.5.2 に記載のように、機構・海大のコメントでは、単に海大を卒業することは、学位などが得られないためメリットがないとのことであったが、これから社会に出る学生にとって、学校を卒業するか、中退するかには違いがあり、就職活動に際しても差が出る可能性もある。

そのため、海大の卒業要件に乗船実習を入れるべきか否かの検討を行うことが望まれる。

別紙2 青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応策一覧

青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応策一覧

1. 練習船における実習訓練の様々な仕組みについて、規定化、明確化等を図り、練習船、本部及び学校が一体となって組織的に対応する。
2. 教官について、技能訓練だけでなく適切な教育を行う者としての意識・能力の向上等を図る。そのための教官の勤務環境の整備についても検討する。
3. 事案が発生した場合等において、組織として適切に情報の共有、記録、発信を図る。
4. 機構だけでなく外部の専門家等の知見も活用し、適切な実習の実践、事案が発生した場合の対応等を行う。

【具体的な対策】

実施時期等

- ① H30年4月1日より運用を開始(規程、要領書等の整備を並行して実施)
- ② H30年9月末までに整備、10月より運用開始(規程改定の意見紹介、航海訓練教授会等での承認後、運用開始)
- ③ H30年度末までに整備、H31年度から運用開始(予算措置、実施方法の検討が必要な事項)
- ④ 未定(国、海事関係者等との協議により決定される事項)

項 目	番号	細 目	対応策の概要	対応時期
1	実習環境 実習内容	(1) 実習内容の策定	各船の実習計画について、本部が事前に確認する仕組みの構築、規定化	①、②
		(2) 多様な実習生の混乗の回避	同一の属性、経歴(同一知識レベル)の学生が指導を受けられる環境の整備	④
		(3) 課題の量、難易度の確認	実習中の課題について、本部が事前に確認確認する仕組みの構築、規定化	①、②
		(4) 練習船の実習環境	乗船実習説明会等における説明効果の向上、練習船見学の機会確保(運用)	①
		(5) 練習船教官と実習生間及び実習生相互の信頼関係の構築	信頼関係構築のための取組の規定化	①、②
2	実習生 のケア	(6) 相談窓口の周知	船内での周知、説明の繰り返し実施(運用)	①
		(7) 相談担当者等のスキル向上	本部職員の計画的な養成研修受講と受講職員の知見活用	③
		(8) 外部相談窓口の設置	外部窓口の新規設置	③
		(9) 相談窓口の機能検証	定期的な機能検証と改善の仕組みの構築、規定化	③
		(10) 練習船での実習生情報の共有	共有の仕組みの規定化	①、②
		(11) 練習船内に学校の保健室のような(逃げ込める)場の設置	診察室(看護長)を当該場として設定(明確化)、対応スキル向上のための研修	①、②
		(12) 実習生からの意見収集の仕組み構築	苦情や要望収集のためのアンケート調査の仕組みの構築と規定化	②
		(13) 実習生からの意見収集の仕組み構築	船内意見箱による苦情や要望の収集の仕組みの構築と規定化	①、②
		(14) 学校教員の練習船訪船等による実習生へのケア	機構内学校等の教員による訪船面談の仕組み(手順)の構築	①、②
3	教官の 資質と 研修	(15) 学校教員の練習船訪船等による実習生へのケア	機構外の学校等への訪船面談への協力依頼	③
		(16) 教官採用の基準の見直し	適性検査の導入、採用面接の厳格化	①、②
		(17) 採用研修、昇任研修の見直し	研修項目への「教育心理」等の科目の導入	②
		(18) 新任教官の上司による指導	新人戦員のOJT研修チェックリスト項目の運用の見直し	①、②
		(19) ハラスメント防止研修の充実	アカデミックハラスメント防止に特化した講習の導入	①
		(20) 上司による教官の評価と指導	人事評価項目(評価票)の見直し	②
		(21) 教官同士の不適切な指導に関する通報	不適切な指導や行動を本部及び外部に通報する制度の構築、規定化	③
		(22) 教官の勤務環境の改善	教官・乗組員欠員解消、船隊規模の見直し、実習生混乗の解消、実習希望のない学生の取扱い	④
4	本部	(23) 実習への関与	1(1)、1(3)、2(7)及び3(6)で実施	①、②、③
		(24) 問題となりそうな事案発生時の措置	外部専門家の意見を踏まえた危機対応のルールの規定化	②
		(25) 悩みを持つ実習生のへの対応方針	悩みを持つ実習生のケア方針の改善	①、②
		(26) 事故上陸に関する規程の再検討	事故上陸の条件等の再検討	②
		(27) 事故上陸に関する記録の管理等に関するルールの規定化	事故上陸に関する記録の管理等に関するルールの規定化	②
		(28) 情報の内容に応じた管理	緊急対応事案に関する情報の管理と記録に関するルールの規定化	②
5	海技大 学校等	(29) 実習内容に関する要望・協議の場の新設	海大海技士養成コース学生の教育・生活指導に関する担当室の設置と連携	①
		(30) 学生等の乗船実習への参加可否の判断	乗船実習直前学生へのアンケート調査、面談等の実施を規定化	②
		(31) 学生の卒業要件の見直し	海大技術コースのあり方の検討	④

別紙 3 青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応 チェックシート

青雲丸事案に関する第三者委員会からの提言に対する対応 チェックシート

項 目		番号	提言の指摘事項	対応策の概要	具体的実施内容	問題点	改善・是正の 具体策	到達度	対応策の 相当性
1	実習環境 実習内容	(1)	(7.1.1 実習内容の策定) 実習内容の策定が、教官個人の能力に依存せず、常に適切なものとなるよう、組織として、策定する仕組みを設けること。	各船の実習計画について、本部が事前に確認する仕組みの構築、規定化	カリキュラム（課程、指導要領）の見直しは、国に承認を受けたQMS（Quality Management System）において実施している。 ① 練習船の教務担当は、実習計画資料および受け入れ会議議事要旨を本部に提出。 ② 本部にて、カリキュラムとの整合をチェックする。 ③ 練習船は計画変更があれば、その都度本部に提出する。	担当者やフィードバックのタイミングの設定、実習計画の変更・改善する場合のその根拠およびそうしたフロー全体の記録・議事録を残すといったルールが必要	QMS教育訓練システム運用マニュアルにルール化。	平成16年10月1日施行、現在に至る 平成30年4月より運用開始 平成31年3月、内規およびQMSマニュアルに定めた	相当性あり
		(2)	(7.1.2 多様な実習生の混乗) 多様な実習生が混乗している現状を改め、できるだけ同じ属性・経歴の実習生が乗船し、同じ知識レベルの学生が、安心して十分な指導を受けられる環境で実習に取り組めるようにすることが一案である。	同一の属性、経歴（同一知識レベル）の学生が指導を受けられる環境の整備	国、教育機関、海事関係者などの関係者を交えて検討する。船員養成と練習船実習のあり方について様々な視点での議論を行い、適正な乗船実習制度を確立する。	—	—	継続検討	
		(3)	(7.1.3 課題の量・難易度) 機関科における課題の量が過大になっている可能性を考慮し、実習生に課す課題について、その内容、難易度、実施・提出期限のタイミングなどとともに、本当にその課題が必要であるかどうかといった、課題のあり方全般に関し、組織的に再検討すること。	実習中の課題について、本部が事前に確認確認する仕組みの構築、規定化	① 練習船の教務担当は、出題予定の課題について内容や量等を調整する。 ② 練習船教務担当は、課題一覧を本部に提出する。（変更した場合はその都度最新版を送付する。） ③ 本部は確認し、必要に応じ練習船に修正を指示する。	課題の項目だけで難易度が把握できるか疑問	過去の実績により難易度の把握は可能。ただし新規の海大がある場合にはその内容について提出させる。	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、内規に定めた	相当性あり
		(4)	(7.1.4 船の環境(1)) 海上技術学校や海上技術短期大学校、海技大学校への入学時及び乗船実習前には、船が閉鎖的な場所であること、集団生活であること、外海では外部とのコミュニケーションが困難であり、インターネット等が使用できない環境であることについて十分に説明を行い、理解を得ておくこと。	乗船実習説明会等における説明効果の向上、練習船見学の機会確保(運用)	○ 本部： 学校等での乗船前説明には、本部実習訓練課員または練習船教官を派遣し実施する。 ○ 学校： 入学時説明会等において、乗船実習の概要・生活環境について説明する。また、乗船前説明には、本部実習訓練課員または練習船教官による説明の場を設ける。 学校近傍の港に練習船が入港した場合は、可能なら保護者を含めて、練習船見学会の実施に努める。 ○ 練習船： 学校近傍の寄港地入港時に、学校等の生徒・学生の見学の機会を設ける。	—	—	平成30年4月より実施 平成31年1月乗船者から説明内容を強化して実施 平成30年4月より実施	相当性あり
		(5)	(7.1.4 船の環境(2)) 実習生同士及び実習生－教官間の信頼関係を深めるための取り組み等を実施すること。	信頼関係構築のための取組の規定化	班担当教官を置き、担当班実習生と積極的にコミュニケーションを図り、一層の信頼関係の構築に努める。	—	—	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、実習訓練実施細則および内規に定めた	相当性あり
2	実習生の ケア	(6)	(7.2 実習生のケア(1)) 相談窓口の存在を実習生に周知すること。	船内での周知、説明の繰り返し実施(運用)	○ 練習船： 機構内窓口の他、所属学校（担任教員等）にも相談できる旨を繰り返し説明する。	機構外の学校（大学、高専）の対応如何	大学・高専との連絡会議の場を活用するなど、相互に連絡を取りながら進めていく。	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、「練習船実習の手引」を改訂した	
		(7)	(7.2 実習生のケア(1)) 相談窓口の存在を実習生に周知すること。	本部職員の計画的な養成研修受講と受講職員の知見活用	○ 本部： 教官にメンタルヘルスに関する専門家養成講座を受講させ、その知見を活用した内部講習等により相談担当者等のスキルの向上を図る。 ・ 産業カウンセラー養成講座 ・ エキスパートメンタルヘルス講師養成講習	講習または研修の実施時期に合わせた職員の配乗の限界	毎年度末、次年度の職員配乗計画を勘案の上、年間の研修計画を立案する。	平成31年4月より実施	相当性あり
		(8)	(7.2 実習生のケア(2)) 実習生の相談窓口等は外部の第三者（例えば弁護士やカウンセラーなど）につながるものを確保すること。	外部窓口の新規設置	○ 本部： 外部相談窓口を新たに設け周知する。 ○ 学校： 乗船前説明等により周知する。 ○ 練習船： 新設後、定期的に船内周知する。	—	—	平成31年4月より実施	相当性あり
		(9)	(7.2 実習生のケア(3)) 相談窓口が機能していないおそれがあるため、相談窓口等のあり方や、実習生への周知方法・頻度について見直すこと。	定期的な機能検証と改善の仕組みの構築、規定化	○ 本部： 相談窓口機能について、認知度をアンケート調査するとともに、相談件数等の状況を定期的に確認し、有効性の検証と改善を図る。	—	—	現行アンケートに項目を加えて平成31年4月から実施	相当性あり

項 目		番号	提言の指摘事項	対応策の概要	具体的実施内容	問題点	改善・是正の 具体策	到達度	対応策の 相当性
2	実習生 のケア	(10)	(7.2 実習生のケア(4)) 特別にケアが必要な実習生がいれば、その情報を教官同士で共有し、適宜ケアサポートを行える体制を構築すること。	共有の仕組みの規格化	○ 本部： 実習生からの悩み相談への対応方法と教官が共有する仕組みを規定する。 ○ 練習船： 学生から相談があった場合に教官が共有する手順を教官に周知し、運用する。 また、教務担当ミーティング及び科別ミーティングでの教務に関する指示や実習生情報の共有の記録を管理する。	事例に応じた対応プランが必要	定期的に事案毎の検証を行い、同様の事例が発生した際の参考となるガイドラインとして蓄積する。	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、内規および申し合わせに定めた	相当性あり
		(11)	(7.2 実習生のケア(5)) 相談窓口等で対応できる場合もあると考えられるが、すぐにもどこかに逃げ込みたい場合には、例えば「保健室」のような逃げこめる場を設けること。ここでケアを行った場合には、その実施日、対象者、対応内容、その他の対応の要否などを記録として作成すること。	診察室(看護長)を当該場として設定(明確化)、対応スキル向上のための研修	○ 本部： 「診察室」を実習生の緊急避難的な場所とし、看護長がその対応に当たる。看護長に研修を受講させる。 ○ 練習船： 診察室が「実習生が逃げ込める場所」であることを実習生に周知する。	実習生への周知において、緊急避難的を強調することにより利用しづらくなかないか	「緊急避難的」を強調せず、いつでも診察室を訪れてよいことを繰り返し周知する。	平成30年4月より運用開始 看護長に対する研修は、平成31年度より順次実施予定	
		(12)	(7.2 実習生のケア(6)) 実習生アンケート調査の実施方法、回答の活用方法について再検討すること。	苦情や要望収集のためのアンケート調査の仕組みの構築と規格化	○ 本部： QMS「航海訓練のモニタリング」のためのアンケートの実施方法を見直して、実習生の率直な回答が得られるよう匿名性を確保し実施する。	—	—	平成30年4月より実施	相当性あり
		(13)		船内意見箱による苦情や要望の収集の仕組みの構築と規格化	○ 本部： 「意見箱(仮称)」設置を規格化する。 ○ 練習船： 「意見箱」を投函しやすい場所に設置し、取り扱い周知の上、運用を開始する。	対応の記録が必要	対応について記録し本部実習訓練課へ送付する。	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、内規に定めた	相当性あり
		(14)	(7.2 実習生のケア(7)) 普段から接している学校の教員(担任等)が練習船を訪船したり、TV電話を用いるなどして実習生と対話し、普段と変わったことはないか、気になる点はないかなどを確認し、学校側により実習生にケアを行うことや随時相談を受けている旨を実習生に周知する。	機構内学校等の教員による訪船面談の仕組み(手順)の構築	○ 学校等 電話やメールを利用しての実習生の様子把握と学校等の教員(担任等)の訪船。 学校教員と練習船教官の情報共有と、スカイプ等を利用した面談の実施。	—	—	平成30年4月より実施	相当性あり
		(15)		機構外の学校等への訪船面談への協力依頼	○ 練習船、学校等： メール、電話等による相談を随時受け付けていることを実習生に周知する。	機構外の学校(大学、高専)の対応如何	7.2(1)に同じ	平成30年4月より実施	相当性あり
3	教官の 資質と 研修	(16)	(7.3.1 教官の資質および教育・研修(1)) 採用基準が「三級海技士の資格を取得していること」のみであり、教官にふさわしい者であるかを判断する術がない。教官採用の基準として、その人物や経験に関する項目を設け、教官にふさわしい者かどうかを確認すること。	適性検査の導入、採用面接の厳格化	○ 本部： 練習船職員の採用について、選考方法を見直す。 ・適性検査の導入 ・採用面接の見直し	少子化による影響が懸念される	選考方法の見直しとともに、現状の採用ルートにおいて、活動を更に強化する。	適性検査： 平成31年4月より実施 採用面接： 平成30年4月より実施	相当性あり
		(17)	(7.3.1 教官の資質および教育・研修(2)) 教官として身につけておくべき心構えや知識・能力を身につけるための教育の場を確保するとともに、これらの教育を繰り返し実施すること。	研修項目への「教育心理」等の科目の導入	○ 本部： 教官としての資質向上のため、新採用研修、昇任研修に「教育心理」に関する項目を追加する。(講師は大学で「教育心理」を担当する教授に依頼) 海(一)：新採用時、次席一等航海士・機関士昇任時 海(二)：(甲板部、機関部)次長昇任時	若手教員の「規律・品性」の習熟。	新採用研修において外部講師による研修を実施。 また、OJTの初期導入において実施。	平成31年度採用または昇任研修から実施	相当性あり
		(18)	(7.3.1 教官の資質および教育・研修(3)) 勤務の初期は、上司が常時行動をとみにし、指導を行うこと。	新人船員のOJT研修チェックリスト項目の運用の見直し	○ 練習船： 三等クラス教官に対し、新乗船または転船の都度、講義、実習について、上司が確認し必要な指導を行う。 ○ 本部： OJT(船内研修)ガイドラインおよびチェックリストに上記運用を追記する。	—	—	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、新ガイドライン発行	相当性あり
		(19)	(7.3.1 教官の資質および教育・研修(4)) ハラスメント研修等の実効性を向上させるための仕組み(教官同士による相互チェック、実効性のあるアンケート調査、そもそも研修のあり方、内容、頻度、講師など)を再考すること。	アカデミックハラスメント防止に特化した講習の導入	本部： 外部専門家による訪船カウンセリング時の講習テーマに「アカデミックハラスメント防止」に特化した講習を含める。 外部専門家によるウェブ方式アンケート調査により、教官の部下や同僚からの教育指導に関する評価を実施する。 実習生による教官の指導法等の評価(講義や実習終了後のアンケート)の仕組みを新たに設ける。	研修内容の形骸化	定期的に専門家のチェックを受け、内容を見直す。	平成29年9月より実施	相当性あり
		(20)	(7.3.1 教官の資質および教育・研修(5)) 教官の実習生に対する指導や勤務態度を評価する仕組みと、その評価をもとに教官を指導する体制を構築すること。	人事評価項目(評価票)の見直し		—	—	人事評価： 平成30年10月より実施 アンケート調査： 平成31年度中に実施 実習生による評価： 平成31年4月より実施	相当性あり

項 目		番号	提言の指摘事項	対応策の概要	具体的実施内容	問題点	改善・是正の 具体策	到達度	対応策の 相当性
3	教官の 資質と 研修		(7.3.2 教官同士の情報共有) 機構が認識している、毎日または定期的なミーティング有効・適切に実施されていないおそれがある。教官同士が情報共有するため、定例の会議等を確実に実施すること。	情報共有の定例会議を規定化するとともに、確実に教官が共有できる仕組みを設ける	番号(10)に同じ	－	－	番号(10)に同じ	相当性あり
		(21)	また、教官による不適切な指導・行動があった場合の報告・通報制度について、その報告の方法、内容等を定め、ルールを確立すると共に、報告先として外部の第三者を含む複数の窓口を設けること、窓口には秘密保持義務を課すこと、報告者が不利益を被ることがないことを約束すると、匿名での報告を可能とすることを規定すること。	不適切な指導や行動を本部及び外部に通報する制度の構築、規定化	本部： 教官による不適切な行動や言動に限定した通報制度を新たに設ける。			7.2(2)の相談窓口を活用	
		(22)	(7.3.3 教官の勤務環境) 教官の勤務環境を改善するため、以下の対応について検討を行うこと。 ・教官・乗組員の不足の解消 ・実習生の混乗の見直し ・乗船実習を希望しない学生の乗船取りやめ	教官・乗組員欠員解消、船隊規模の見直し、実習生混乗の解消、実習希望のない学生の取扱い	国、教育機関、海事関係者などの関係者を交えて検討する。船員養成と練習船実習のあり方について様々な視点での議論を行い、適正な乗船実習制度を確立する。	－	－	継続検討	
4	海技教育機構本部	(24)	(7.4.2 問題発生時の対応ルール(1)) 今回のような事案が発生した場合、当事者及び他の実習生の動揺を抑制し、連鎖的な事件・事故の発生を防止するため、いつ、誰が、どのように、どのような内容を実習生に対して通知するか、実習生の心の状態を確認し、不安定な実習生がいればどのような措置を講じるかなどの点について、専門家を交えて検討し実施すること。	外部専門家の意見を踏まえた危機対応のルールの規定化	本部緊急対策本部： 事案毎に必要な専門家（臨床心理士、精神科医、カウンセラー又は弁護士等、事案により相談先を定めたりストを作成）に意見を仰ぎ、その意見を踏まえて対応を検討し実施する。	－	－	平成31年4月より実施	相当性あり
		(25)	(7.4.2 問題発生時の対応ルール(2)) 状況によっては実習生が望まなくとも上陸させる必要がある場合も考えられるため、事故上陸の条件等について再検討し、より詳細なルールを規定すること。	悩みを持つ実習生のケア方針の改善	○ 本部： 「悩みを持つ実習生へのケアについて」（H29年10月10日付け機構内周知）を見直し、必要な改善を図る。	悩みを持つ実習生へのケアについて」の見直しについて、「話した内容が組織内で共有される前提」というような誤解を与えない工夫」を求める指摘があり	実習生本人の同意の下、情報共有することとしており、組織内で共有することを前提としない。	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、申し合わせに定め、引き続き改善を図る。	
		(26)		事故上陸の条件等の再検討	○ 練習船： 「悩みを持つ実習生へのケアについて」（H29年10月10日付け機構内周知）により対応し、関連する規定等の整備が終了するまでは、事案の発生が予測される場合は、本部に報告の上、以下について協議する。 ・事故上陸の条件 ・関連する記録の管理 ・情報共有の範囲等				
		(27)	(7.4.2 問題発生時の対応ルール(3)) 事故上陸に関連した情報の記録、保護者、学校との情報共有の仕組みを再考し、実習生に発生した事象の内容、実習生の発言・行動内容、機構の対応内容等の事項について、迅速かつ確実に記録し、情報共有するための手順、ルールを策定すること。 上記手順、ルールには共有した情報、実施した内容を文書として保存する旨の規定を盛り込み、その経緯を記録しておくこと。 さらに、事故上陸後の指導や事故上陸の解除(再乗船)の条件等も併せて明確にし、その経過、判断した理由を記録すること。	事故上陸に関する記録の管理等に関するルールの規定化	本部： 事故上陸に関して、情報の記録、情報共有の仕組みを再考する。	－	－	平成30年4月より運用開始 平成31年3月、申し合わせに定めた。	相当性あり
		(28)	(7.4.2 問題発生時の対応ルール(4)) 個別の担当者が自身のその場の考えで発言するのではなく、組織として情報の内容に応じた管理を行い、公表等の対応を行うこと。 ある情報の公開の可否を検討した場合に、判断の経緯と結果、また公開する場合の内容、時期、誰が、どのようにといった事項を記録し、機構が発信する情報がその発信者、受領者によって異なることのないよう配慮すること	緊急対応事案に関する情報の管理と記録に関するルールの規定化	本部緊急対策本部： 対応する事案の都度、情報の管理を徹底し、かつその記録を残す。 情報管理のルールを策定し、記録のフォーマットを定める	－	－	WGで検討中。 危機管理広報の側面もあることから、外部専門家の意見等を参考に継続検討する。	

項 目		番号	提言の指摘事項	対応策の概要	具体的実施内容	問題点	改善・是正の 具体策	到達度	対応策の 相当性
5	海技大 学校等		(29) <i>(7.5.1 実習内容に関する要望・協議)</i> 学生の現状をもっとも良く把握している海大等が、機構本部、練習船に要望を出したり、協議するなどの場を設けること	生徒、学生の教育・生活指導に関する担当者の専任と連携	生徒、学生の教育指導を把握した教員を担当者として指名する。本部にも担当者を専任し、実習訓練課、教務課、教育研究課と連携し、航海訓練に関する調整や意見交換を行うと共に連絡協議の場を確保する。	—	—	平成31年3月より実施	相当性あり
			(30) <i>(7.5.2 乗船実習への参加可否の判断)</i> 各学校において、乗船実習の実施前に試験・面談等を行い、必要な知識を習得しているか、乗船実習に参加する意欲があるか等を確認し、実習への参加可否を確認、判断する機会を設けること	乗船実習直前学生へのアンケート調査、面談等の実施	○ 本部： 各学校等において、乗船実習前の生徒や学生に対する以下の実施体制を確立する。 ① 乗船実習への意欲や不安の有無を確認するアンケート調査 ② 成績と上記アンケート結果に基づく面談により、乗船実習への意欲等を確認 ○ 各学校等： アンケート調査を実施し、その結果に基づき面談を実施する。問題があれば、本部および練習船に報告する。	—	—	平成31年4月乗船者から実施。	相当性あり
			(31) <i>(7.5.3 学生の卒業要件)</i> 海大の卒業要件に乗船実習を入れるべきか否かの検討を行うこと	海大技術コースのあり方の検討	国、教育機関、海事関係者などの関係者を交えて検討する。船員養成と練習船実習のあり方について様々な視点での議論を行い、適正な乗船実習制度を確立する。	—	—	継続検討	

別紙4 第3回委員会および第4回委員会提出資料（抜粋）

実習生の相談窓口及び機能性の確認

【実習生の相談窓口等】

項目		対 応 内 容			提言項目
			機構初案	改善案	
相談窓口の周知	練習船	周知時期、方法を決定	乗船前説明会（「実習の手引き」の使用） 乗船時オリエンテーション（「実習の手引き」の使用） 班別懇談会、船内各所にポスター掲示	同左	7.1.4 実習環境の説明 7.2 実習生のケア(1)①
相談窓口の設置	練習船	心理相談担当教官への相談	実習や船内生活上の悩みに関する事項	いずれの窓口を利用しても良い旨を周知	既存
		ハラスメント担当教官への相談	各種ハラスメントに関する事項		既存
		意見箱の活用（苦情・要望）	船内での解決が可能な事項		7.2 実習生のケア(6)
		診察室（看護長）への相談	緊急避難的な場所として周知、対応の記録管理		7.2 実習生のケア(5)
	学校	教員（担任）等への相談	所属学校等の相談しやすい相手への相談		7.2 実習生のケア(1)①
		教員（担任）等が訪船しての面談			7.2 実習生のケア(7)
		本部実習訓練課への相談（電話、E-mailアドレス、HP内アドレス、手紙）	船内では相談（解決）できない事項		既存
	外部	外部第三者（弁護士やカウンセラー等）への相談	機構内では相談（解決）できない事項		7.2 実習生のケア(2)
アンケート調査	練習船	アンケートの実施方法の見直し	相談窓口の認知度等に関する設問を追加のうえ、Web方式へ変更	相談窓口の認知度等に関する設問を追加し、匿名性を確保したうえで実施	7.2 実習生のケア(6)
	学校	乗船実習前に学校等で実施	乗船実習への意欲や悩みの有無を確認	同左	7.5.2 乗船実習への参加判断
相談機能の確認	本部	相談窓口毎の件数（内容）やアンケート結果の集計、解析と評価	本部実習訓練課で四半期毎に集計、解析、改善	同左	7.2 実習生のケア(3)
実習生情報の共有	練習船	共有の機会の活用	教務担当ミーティング、科別ミーティングの活用	同左	7.2 実習生のケア(4)
		共有情報の記録と管理	教務担当者による記録と保管	同左	7.3.2 教官同士の情報共有
	練習船 学校 本部	悩み相談への対応と共有	「悩みのある実習生からの相談への対応指針」に基づく対応	同左	7.2 実習生のケア(4)

別紙 5 悩みを持つ実習生へのケアについて

平成 29 年 10 月 10 日
航海訓練部
学校教育部
上級教育・研究国際部

悩みを持つ実習生へのケアについて

1. 背景

今年 7 月、実習を継続するか悩んでいる実習生を、家族と相談するために一旦帰省させたが、練習船に戻り実習を再開したいとの申し出を受けた後、帰船前に自殺するという事態が発生した。

今般、悩みを持って乗船している実習生も少なからず存在していることを念頭に、二度とこの様な残念な事態を繰り返すことがないよう、悩みを持った実習生に対しては、当面の間、以下の方針を定めて対応していくこととする。

2. 方針

(1) 悩みを持つ者の把握

- ① 普段から、職員部員にかかわらず、船全体で指導に当たる体制を構築する。
- ② 普段から実習生の態度や表情の変化に気を付け、少しでも異状を感じた場合は、場所に配慮しつつ話をする。
- ③ 心理相談員による定期的な相談日を設ける。
- ④ 無記名で投書できる意見箱を設ける。
- ⑤ 次の相談窓口を乗船初期に周知するとともに実習生用掲示板等に掲示する。

ハラスメント相談員：航海科専任教官、機関科専任教官、

次席一等航海士、次席一等機関士、看護長

心理相談員：一等航海士、一等機関士、通信長、事務長、
船医（遠洋航海のみ）

実習生相談窓口：班担当教官

その他として、「練習船実習の手引」記載のとおり

- ・実習訓練課受付（0900～1815 実習訓練課員対応電話）045-211-7307
- ・実習生専用メールアドレス contact-cadet@jmets.ac.jp
- ・海技教育機構ホームページ <https://www.jmets.ac.jp/contact/form.php>
- ・手紙宛先 〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 20 階
独立行政法人海技教育機構 実習訓練課

所 属 校 窓 口：担任、学校教育部教務課（045-211-7308）、
海技大学校学務部学生課（0797-38-6219）

(2) 悩みを打ち明けられたときの対応

① 教官間で情報を共有する。ただし、悩みの原因が特定の教官に関する場合は、当該実習生本人の同意の下、情報を共有する教官を限定する。

② 実習の継続に支障がある場合は、実習訓練課あて（実習訓練課から教務課経由で学校へ）情報共有する。

③ 本船は実習訓練課、教務課および学校と協議し、必要に応じて、カウンセラーや専門医の助言を受け、実習継続可否を判断する。

④ 実習継続が困難な場合、本船が保護者と連絡をとり、原則として当該実習生、保護者、練習船及び学校教員による四者面談を実施し、その後の対応を検討する（状況により、実習訓練課も加わる。即応性が必要であれば、別途協議する）。

保護者にはありのままの情報を伝えるとともに、過去の事例等、起こりうる事態について説明する。実習生本人の意向を優先することを原則とする。

⑤ 当該実習生を帰省させるとき、その理由を十分に理解する目的で、当該実習生、保護者及び学校に対して、文書により下船理由と実習再開の条件（実習が可能な旨記載のある医師の診断書、当該実習生及び保護者連名による確認書等）を提示する。

(3) 帰省後の対応

① 本船は、定期的に当該実習生及び保護者と連絡をとり、状況を確認する。
また、必要に応じて、学校の協力を求める。得られた情報は、実習訓練課及び教務課と共有する。

② ①で得られた情報により、本船が実習の再開を可能と判断（上記(2)⑤に示す実習再開の条件を満足）する場合には、実習訓練課あて（実習訓練課から教務課経由で学校へ）連絡する。また、必要に応じて、学校は当該実習生及び保護者と連絡をとり、状況を確認する。

3. その他

上記方針に拠りがたい場合は、その都度、関係者間で協議する。